

令和5年4月 日

総務部人事課長

新型コロナウイルス感染症対応としての災害時休暇適用の終了について

令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」における2類相当から5類に変更されることに伴い、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から実施していた災害時休暇の特例適用を終了します。

令和5年5月8日以降、

新型コロナウイルスを理由とする災害時休暇は取得できません！

- ・政令において準用する検疫法の停留となった場合（感染症危険レベルが2以上となった地域から帰国して14日間等）
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等を踏まえ、職員本人または家族等に発熱等の風邪症状がみられる場合
- ・新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う職員が当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- ・終業時間中に新型コロナワクチンを接種する場合、及び接種後に副反応による痛みや体調不良が発生し、就業が困難と認められる場合（ワクチン接種当日）
- ・接種翌日に副反応による痛みや体調不良が発生し、就業が困難と認められる場合（ワクチン接種翌日）

「職員等にかかる新型コロナウイルスの対応方針について」（新型コロナウイルス拡大防止対応フロー図）
3ページより抜粋

これらは全て災害時休暇ではありません！

ただし、体調が優れない時は年次休暇や病気休暇等を取得し無理な出勤を控えて体調の回復に努めるとともに、同居者など周囲に体調の優れないの方がいた場合にも休暇取得や在宅勤務を実施するなど、引き続き感染症の拡大予防に努めてください。

なお、感染症拡大防止等を目的とする新たな社会的要請があった場合は、改めて運用を見直すことを検討いたします。

【事務担当者】

総務部人事課職員係